改正後	改正前
［19～82　略］	［19～82　同左］
83　削除	83　(1)　大阪府大阪市住之江区浜口西３－９－５　(55.00) (2)　大阪府泉南郡熊取町成合北１－１　(164.00)	北緯34度36分24秒東経135度29分03秒の地点と北緯34度23分01秒東経135度21分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度22分54秒東経135度21分46秒の地点と北緯34度22分44秒東経135度21分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［84～204　略］	［84～204　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

十四　令和元年総務省告示第百七十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～4　略］	［1～4　同左］
5　削除	5　(1)　新潟県小千谷市大字山本字中道1494　(368.50) (2)　新潟県魚沼市井口新田字清水上451－1　(161.90)	北緯37度16分44秒東経138度48分41秒の地点と北緯37度13分57秒東経138度57分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［6～13　略］	［6～13　同左］
［2～4　略］	［2～4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

十五　令和二年総務省告示第百九十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1・2　略］	［1・2　同左］